

2003年9月7日名古屋にて開催
100人の参加者で大いに議論沸騰！

全国生活保護裁判連絡会第9回総会・ 交流会の お礼とご報告

2003年9月7日、第9回総会・交流会は東別院会館（名古屋市中区）で開かれました。

午前の記念講演では、藤田博仁さん（愛知県立大学）が、「現代の貧困・生活問題と生活保護行政の課題」というテーマで、1960年代から今日にかけての貧困問題とその背景、さらには自立助長概念の変容などについてのわかりやすい説明とともに、生活保護制度の見直し論議が活発化する中で今後どのような制度作りをしていくべきかということについて、「Social-inclusion」を柱とした21世紀型福祉社会創設の理念を呼びかけられました。

また、①高訴訟最高裁勝訴報告、②原爆症認定集団訴訟、③最近の生活保護をめぐる動き、の3つについて特別報告がなされ、大きな反響を呼びました。

午後からは3つの分科会（第1：失業者の生活保護と就労指導をめぐって、第2：障害者・高齢者・児童の権利擁護、第3：貧困の発見とセーフティネットの再構築）に分かれ、それぞれ活発な議論が交わされました。

歴史的な林訴訟の地の名古屋で、第9回目の総会を成功裏に終わらせることができたのは、全国各地で頑張るみなさんがご参集されたからこそと意を強くしております。

権利の確立を求める私たちの運動と、保護基準の改悪や国庫負担金の削減をねらう許し難い国の動きとの対決もいよいよ正念場です。

総会・交流会に参加されたみなさまに心からお礼を申し上げるとともに、十年の節目を迎える来年の総会に向けて、大いに奮闘しようではありませんか。

一生
一保
裁判
連絡会
ス

第一十二号 2003年11月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(七五二四一一二三四四)



総会の様子

特別報告1 高訴訟勝訴報告

7月17日最高裁が市の申し立てを却下し、最初そのことを新聞社から電話で高さんは聞かれました。新聞社の方はコメントが欲しかったそうですが、高さんは、実際のところ、何のことかわからずという感じだったそうです。また高さんは、訴訟をしていた弁護士の方からもその話を聞いても実感がわからなかったそうです。「実感がなくなるほど最高裁の結論は遅かった」ということを高さんはおっしゃっていました。

2審後、1年ほどの間は判決の結果を緊張しながら高さんは待つておられた。そうですが、現実には判決ができるのに3年くらいもかかりました。「3年間も同じことを思い続けるのは、日常生活に追われるやらで、人間大変難しいこと。突然いわれても何なのだといいう感じだつた」と高さんはおっしゃっていました。後日、一番最初に審査請求をしたときに申立をつくつた方に会い、話して、ようやく「ああ終わった」と感じたそうです。

また高さんは行政の無責任さについても述べておられました。7月18日記者会見をし、二日程遅れて市がお金返すということを話したそうです。その返還金額について、各報道機関が

し、例えばNHKは300万、朝日新聞は240万等、様々な返還金額を発表しました。勝手にそのような数字を出した。高さんが金沢市に問い合わせたところ、市は、新聞社等には返還金額についてはこれから高さんと話して決めますと伝えた、との回答。高さんが、本当にそうなのか新聞社に行つて確かめるぞといつたら、ようやく市は落ち度を認めました。

高さんは一週間前、通帳にお金が入ったかを確かめたそうです。しかし実際にお金が返還されてない時点で、新聞報道等のせいでの金沢の人には高さんは300万円もらったのだと思われ、皆からやつかりを受けたと高さんはおっしゃりました。「これは私にとって大変心外なことだった、そして強く行政の無責任さを感じた」と高さんは述べられました。

最後に、高さんは皆への感謝の気持ちを述べられました。「この高訴訟は、13年くらいの間いろんな方の協力があつてできた。様々な方のボランティアのおかげです。皆さんのお助けがなかつたら高訴訟はなかつた。自分の苦しみをいつても仕方ない、皆さん本当によく支えてくださつた!そのことに心から感謝をいいたい」とおっしゃっていました。そして結びにかえて次の句を詠まれて高さんは、報告を終了されました。

5年分・9年分・13年分等勝手に計算

「かちどきに まぶたの母に

手をあわし」

たのである。

原告：甲斐昭さんのお話

愛知県知多市で生活保護を受け

ながら訴訟をおこしている。入市

があつたところである。

被爆者としては全国の先陣を切つ

て4月17日に提訴した。

特別報告2 原爆症認定集団 訴訟について



樽井直樹弁護士のお話

1994年に「被爆者の援護に関する法律」が制定されたが、その制度はきわめて不十分であり、原爆症認定行政の運用実態には多くの問題がある。すなわち、厚生労働省が放射能起因性に関してきわめて厳しい基準をもつていたことに

より、原爆症に認定される被爆者が極端に少ないという現状がある。

長崎の被爆者が認定申請却下処分の取り消しを求める裁判につき

この最高裁判決では、厚生省の基準を機械的に当てはめることを厳しく批判し、判例評釈でもその基準の見直しが提言された。

これにより厚生労働省からは「原因確率論」という新たな基準が持ち出されたわけだが、これも被害を過小評価する点に変わりなく、いまだ問題は残る。

そこで国の認定行政の抜本的な転換を迫るべく集団訴訟を展開するにいたつた。そして全国で多くの被爆者が集団訴訟に立ち上がり

返つてこなかつた。

そこで今年4月17日に提訴

し、7月22日に第一回の裁判

報告がありました。松本さんは、「稼働能力を巡る我々のたたかい！」

パニック障害とうつ病であると

藤井さんは、ホームレスに対する

研修生だった甲斐さんは原爆投下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理活動に従事した。その後故郷の福井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被爆者手帳をもらえたかったという

ことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない

と言わればね返されるなど取得するのに大変な苦労があつた。平成8年によつやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申請をしたが厚生省からの返事は「認定しない」との紙切れ一枚であつた。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされた

甲斐さんは、今後とも裁判で

の研修生だつた甲斐さんは原爆投下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理活動に従事した。その後故郷の福

井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病

気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被

爆者手帳をもらえたかったとい

うことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない

と言わればね返されるなど取得す

るのに大変な苦労があつた。平成8年によつやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申

請をしたが厚生省からの返事は

「認定しない」との紙切れ一枚であつた。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされた

甲斐さんは、今後とも裁判で

の研修生だつた甲斐さんは原爆投

下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理

活動に従事した。その後故郷の福

井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被

爆者手帳をもらえたかったとい

ことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない



樽井直樹弁護士のまとめ

入市被爆者は実際多数存在す

るのだが、できればそのような

つらい出来事は忘れてしまった

人が、その気持ちを皆に伝えた

結果として3ヶ月間の求職状況を見ると

最大限活用するのが社会通念か

保護裁判とも関係するであろう。

松崎さんからは、大阪府D市

3人の報告のあと、広島市のホームレ

スに対する保護行政の現状について下村

を行つた事例について報告があ

りました。審査請求の事例は、妻

の就労収入によつて生活してい

る世帯が、収入が少ないため生

活保護の開始を申請したもの、住居とみなして運用してい

17歳の長男が働けば何とかな

り、などといった理由で申請書

が交付されなかつたというもの

でした。松崎さんは、長男は引き

生活保護を受けている松本さんと訴えられました。

より、暮らしの実状についての3.藤井克彦さん「失業者の生活保護」

報告がありました。松本さんは、「稼働能力を巡る我々のたたかい！」

パニック障害とうつ病であると

藤井さんは、ホームレスに対する

研修生だつた甲斐さんは原爆投

下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理

活動に従事した。その後故郷の福

井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病

気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被

爆者手帳をもらえたかったとい

ことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない

と言わればね返されるなど取得す

るのに大変な苦労があつた。平成8年によつやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申

請をしたが厚生省からの返事は

「認定しない」との紙切れ一枚であつた。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされた

甲斐さんは、今後とも裁判で

の研修生だつた甲斐さんは原爆投

下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理

活動に従事した。その後故郷の福

井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病

気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被

爆者手帳をもらえたかったとい

ことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない

と言わればね返されるなど取得す

るのに大変な苦労があつた。平成8年によつやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申

請をしたが厚生省からの返事は

「認定しない」との紙切れ一枚であつた。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされた

甲斐さんは、今後とも裁判で

の研修生だつた甲斐さんは原爆投

下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理

活動に従事した。その後故郷の福

井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病

気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被

爆者手帳をもらえたかったとい

ことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない

と言わればね返されるなど取得す

るのに大変な苦労があつた。平成8年によつやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申

請をしたが厚生省からの返事は

「認定しない」との紙切れ一枚であつた。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされた

甲斐さんは、今後とも裁判で

の研修生だつた甲斐さんは原爆投

下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理

活動に従事した。その後故郷の福

井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病

気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被

爆者手帳をもらえたかったとい

ことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない

と言わればね返されるなど取得す

るのに大変な苦労があつた。平成8年によつやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申

請をしたが厚生省からの返事は

「認定しない」との紙切れ一枚であつた。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされた

甲斐さんは、今後とも裁判で

の研修生だつた甲斐さんは原爆投

下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理

活動に従事した。その後故郷の福

井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病

気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被

爆者手帳をもらえたかったとい

ことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない

と言わればね返されるなど取得す

るのに大変な苦労があつた。平成8年によつやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申

請をしたが厚生省からの返事は

「認定しない」との紙切れ一枚であつた。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされた

甲斐さんは、今後とも裁判で

の研修生だつた甲斐さんは原爆投

下から約2時間後に入市し、8月

6、7日の2日間原爆ドームの近

くで負傷者の救援活動、死体処理

活動に従事した。その後故郷の福

井市に帰つたが、父と妹は空襲によつて亡くなつていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後も頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病

気に入院され、何度も手術を重ねることとなつた。

一番いいことは50年間被

爆者手帳をもらえたかったとい

ことである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しない

と言わればね返されるなど取得す

るのに大変な苦労があつた。平成8年によつやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申

請をしたが厚生省からの返事は

「認定しない」との紙切れ一枚であつた。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされた

甲斐さんは、今後とも裁判で

の研修生だつた甲斐さんは原爆投

下から約2時間後に入市し、8月

「…」と議論が集中し、それを証明する責任は要保護者側でなく実施機関側にあるのではないか、判断するための基準が作られるとかえつて仕事がやりにくくなる、そもそも稼働能力の活用と稼働能力の活用要件自体意味をなさないのではないか、などといった意見が出されました。

最後に、助言者の庄谷怜子先生より、要保護者の生活全体を見ずに要件しか見ない運用が続いている現状が指摘され、専門職の充実や、職安に同行するなどのきちんとした就労支援が必要であること、さらに根本的な問題としては雇用創出が求められるというお話をありました。



第2科会 「障害者・高齢者・児童の権利保護」

1 サングループ事件勝訴報告（青木佳史弁護士）
サングループは、滋賀県にある肩パット製造業者で、開業当初から知的障害者を多数雇用していましたが、同社社長は、従業員らが平成7

年に救出されるまでの10年以上間、彼らの年金や預金を横領したり、日常的に暴力環境下で働くこと自体を稼働能力の活用とすることを基準化することが困難であることを考える

裁判では、被害の実態を明らかにし、責任の所在を明確にするため、国や県だけではなく、更正施設、福祉事務所、労働基準監督署、金融機関等、多数の関係機関を被告としました。金融機関については、障害者の年金と判決前に和解しました。判決では、更生施設、労働基準監督署、職業安定所の対応について違法性が認められたほか、違法性が認められなかつた福祉事務所についても、当該障害者と一定以上の関わりを持つ場合には不作為が違法となりうる旨の一般論が示されました。

また、判決は、損害の認定において画期的な判断を行いました。本事件では、従業員らが知的障害者であつたために詳細な事実の聞き取りが困難であり、個別の暴行の日時・被害の具体的内容等が不明確でした。個別具体的に損害を認定する従来の損害

後、控訴をさせないために、多数の国會議員に對して積極的な要請活動も展開し、厚生労働大臣は最終的に控訴を断念しました。

2 障害者・高齢者問題についての名古屋での取り組み（熊田均弁護士）
名古屋弁護士会は、介護保険導入や支援費制度の導入についての名古屋での取り組み（熊田均弁護士）

3 児童の権利擁護（CAPNA理事、安藤氏）
※ CAPNA = CHILD ABUSE PREVENTION NETWORK AICHI 每年100～200人の児童が虐待により死亡しています（せつかん死は20～30人／年、無理心中による死はその倍）。近時の虐待事件の背景には、孤独な子育てやアルコール依存症等の様々な精神疾患、親になる準備ができるない低年齢者の性非行による出産などがあります。

4 総括（竹下義樹弁護士）

高齢者・障害者・児童の問題は、「密室での権利侵害」という点で共通しています。権利侵害の発見が困難となることから、外部とのつながりを図っていかに権利擁護を実現していくかが課題となります。

第2科会 「障害者・高齢者・児童の権利保護」

第3分科会 「貧困の発見・セーフティーネットの再構築」



第3分科会 「貧困の発見・セーフティーネットの再構築」

1 サングループ事件勝訴報告（青木佳史弁護士）
サングループは、滋賀県にある肩パット製造業者で、開業当初から知的障害者を多数雇用していましたが、同社社長は、従業員らが平成7年に救出されるまでの10年以上間、彼らの年金や預金を横領したり、日常的に暴力環境下で働くこと自体を稼働能力の活用とすることを基準化することが困難であることを考

活の状況・暴力支配の空間にいたことや労働基準法違反・劣悪環境下で働くこと自体を稼働能力の活用とすることを基準化することが困難であることを考

論では損害の認定は極めて困難でした。しかし、裁判所は、生

命が生じています。また、県内養護学校へのスクールバスでの通学に1時間以上を要する地域も生じおり、改善を求めていく必要があります。

した。しかし、裁判所は、生

命が生じています。また、県内養護学校へのスクールバスでの通

年から、厚労省が2000年（児童虐待防止法制定年）から集計を開始するようになつたのです。現在、市民団体や報道機関とも協働しながら、問題提起や社会啓発活動等を行つています。

第一報告では、足が悪く失業状態に陥っていた山崎氏の元同級生が、生活苦から生活保護申請をしたにもかかわらず、稼働年齢であることを理由に断られ、2002年1月自宅で餓死していたという事件を取り上げました。

山崎氏は、同級生の餓死事件を契機に生活保護制度の運用改善を議会に働きかけています。しかし、町民から共感が得られなかつたり、また「社会的孤立をさせないようなネットワーク作りが必要だ」と当たり前の事を主張すればする程、言つていてる本人が孤立してしまふといふ事態が起きており、「そもそも、そういうつた状況を変えていく必要がある。」と述べられました。

ワークを構築すべきかという点についてフロアに意見を求めました。

審査の大坂府知事は、名古屋と意義弁護士吉田雄大さん

本件を担当した弁護士の竹下氏がワークを構築すべきかという現実について、最高裁判決の歴史的意義をきち

ら報告がありました。

の林訴訟に触れ、「稼働能力があつてもそれを活用する場がない時は、んど捉え、生活保護裁判連絡会

補足性の原理に欠けることはない」の役割として、これらの成果をとし、また、本人が福祉事務所に対

搬送され生活保護で入院していた男性が、「退院即（保護）廃止」され、2ヶ月後自宅で亡くなつてい

る」という言葉で本分科会を

も、「要素の錯誤」であると解釈し、まとめられました。

たため、遺族側が京都市・国を相手取り賠償訴訟を起こした事例について、実際に裁判に関わつて

り返されている現状を開示するためにも、大変意義深いものです。

結論として福祉事務所ケースワー

ーが行つた保護廃止決定処分を

ついて、実際に裁判に開かれていました。こちらも現在係争中で

す。裁判の争点は、①京都市における「退院即（保護）廃止」の慣

行化・形式的運用の違法性や、②質疑応答・議論

生活保護法第26条「保護を必要

としなくなつたとき」の解釈基準

における、第56条「不利益変更

禁止原則」違反の可能性であり、今後も注目される内容となつています。

の報告を受けコメンテーターで

ある愛知県立大学の藤田氏が、「厚生労働省が運用改善の通知を出

ているにもかかわらず、地方自治

体において同じ過ちが繰り返され

るのは何故か。」という問をフロア

に投げかけました。フロアからは、

ケースワークのマニュアル化と行

政慣行化の問題点や、審査請求の内に在住する身体障害者です。

結果が福祉事務所内に必ずしも浸透しない現実、地方自治体の財政問題板ヘルニア、坐骨神経障害、

筋肉増への忌諱など様々な意見が

顎椎症による右上肢及び両下肢

出されました。金沢大学の井上氏機能障害により、障害等級2級

なつた男性が、その後就職できな

たため、1ヶ月の保護の継続を申

めたまま、1ヶ月の保護の継続を申

めています。なお、本件訴訟では、

前者の決定を第一決定、後者の決

定を第二決定と呼んでいます。

今回の訴訟は、第一決定に關わ

る従来の実務の運用に対しても根本

から疑問を投げかけ、その見直し

を迫る点に大きな意義があります。というのも、これまで障

害基礎年金の収入認定それ自体の

違法性について裁判で正面から争

われたことはありませんでした。

政の市民生活への介入の消極化」の

査請求を行い、その結果、請求人

に行なわれるべきだ。」とし、「今問

め、移動には車椅子が必要不可

能で具体的にどの様な地域ネット

の主張が認められた事例について、

われているのは、行政職員が生活欠です。また、内臓に電極を2

かかわらず、稼働年齢であることの理由に断られ、2002年1月自宅で餓死していたという事件を取り上げました。山崎氏は、同級生の餓死事件を契機に生活保護制度の運用改善を議会に働きかけています。しかし、町民から共感が得られなかつたり、また「社会的孤立をさせないようなネットワーク作りが必要だ」と当たり前の事を主張すればする程、言つていてる本人が孤立してしまふといふ事態が起きており、「そもそも、そういうつた状況を変えていく必要がある。」と述べられました。

3 山科生活保護廃止裁判の争点と意義弁護士吉田雄大さん

第3報告では、栄養失調で救急搬送され生活保護で入院していた女性が、「退院即（保護）廃止」され、2ヶ月後自宅で亡くなつていました。これらも現在係争中です。裁判の争点は、①京都市における「退院即（保護）廃止」の慣習化・形式的運用の違法性や、②質疑応答・議論

生活保護法第26条「保護を必要としなくなつたとき」の解釈基準における、第56条「不利益変更禁止原則」違反の可能性であり、今後も注目される内容となつています。

分科会の後半では、前半の4つ目における、第56条「不利益変更禁止原則」違反の可能性であり、今後も注目される内容となつています。

の報告を受けコメンテーターで

ある愛知県立大学の藤田氏が、「厚生労働省が運用改善の通知を出

しているにもかかわらず、地方自治

体において同じ過ちが繰り返され

るのは何故か。」という問をフロア

に投げかけました。フロアからは、

ケースワークのマニュアル化と行

政慣行化の問題点や、審査請求の内に在住する身体障害者です。

結果が福祉事務所内に必ずしも浸透しない現実、地方自治体の財政問題板ヘルニア、坐骨神経障害、

筋肉増への忌諱など様々な意見が

顎椎症による右上肢及び両下肢

出されました。金沢大学の井上氏機能障害により、障害等級2級

なつた男性が、その後就職できな

たため、1ヶ月の保護の継続を申

めたまま、1ヶ月の保護の継続を申

めています。なお、本件訴訟では、

前者の決定を第一決定、後者の決

定を第二決定と呼んでいます。

今回の訴訟は、第一決定に關わ

る従来の実務の運用に対しても根本

から疑問を投げかけ、その見直し

を迫る点に大きな意義があります。というのも、これまで障

害基礎年金の収入認定それ自体の

違法性について裁判で正面から争

われたことはありませんでした。

政の市民生活への介入の消極化」の

査請求を行い、その結果、請求人

に行なわれるべきだ。」とし、「今問

め、移動には車椅子が必要不可

能で具体的にどの様な地域ネット

の主張が認められた事例について、

われているのは、行政職員が生活欠です。また、内臓に電極を2

それだけ当然のことと考えられてきたのです。しかし、野田さんは、障害者としてのご自身の生活実態から、今回の決定に納得できませんでした。障害者は、移動のための交通費、介助サービスの利用費等による支出の増加が避けられません。本来この増加に充てられるべき障害基礎年金が収入として認定されば、結局、受け取るべき金額は障害を持たない他の生活保護利使用者と同じということになります。

もつとも、生活保護法において障害者に対する加算が認められており、その限りでは一般的の場合よりも増額されうると言えます。実際に、野田さんもその加算を受けていました。しかし、その金額は、野田さんの場合で2万6900円にすぎず、障害によつて強いられる支出の増加を埋め合わせることのできる金額ではありません。障害者に対する生活保護法の運用は、障害者の生活実態が無視したものと言わざるを得ません。

第二決定も野田さんの生活実態に対する配慮を欠いています。野田さんはマンションで一人暮らしをしていますが、このマンションの出入口には段差があり、バリアフリー化されていません。また、野田さんの居室には室内用の車椅子がないため、野田さんは室内を横ばいで移動します。トイレには手すりもありません。野田さんは便

座に手を付いて便座に腰を乗せます。野田さんは右手の握力がほとんどないため、外部との通信にはFAXやパソコンによる通信や文書作成が必要ですが、野田さんはこれらの機器も持つていません。生活保護法63条「金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」とせずに「その受けた保護金品に相当する金額」をしていません。これは、一律に全額返還させるのではなく、被保護者の自立を図る見地から必要な物品の購入を認め、その分の控除を認める趣旨と考えるべきです。野田さんについても、前記のような生活上の不自由を補う物品の購入費相当分について控除がなされるべきでした。しかし、行政はこれをしなかつたのです。

最近、新聞やテレビ等で「ノーマライゼーション」という言葉

を日常的に見聞きするようになりました。公共施設におけるバリアフリー化も進められています。しかし、日本の公共交通は、障害者が自分一人で思い通り自由に移動できる状況にはほど遠いのが実情です。今後、訴訟で

おこるが、野田さんの生活実態を踏まえながら、現在の生活保護制度における障害者に対する運用が、障害者の健康で文化的な最

低限度の生活を保障できるものではないことを明らかにしていくことになります。しかし、それは野田さん個人の問題にとどまらず、現在の日本における貧困な障害者施策の実態を明らかにしていくことでもあるのです。そのためには、幅広い皆様からの助言や支援が必要不可欠です。皆様のご支援をよろしくお願ひいたします。

わが国における野宿生活者の本判決の精神に則った野宿生活者的人権を無視した違法な実務対象に行われているに過ぎない。ここ

で

運用が断罪されたことを重く受けても居宅での生活を原則とし、同センターに通所させて就労支援を行う等、

け止めるべきである。

タ

ーに

通

所

さ

せ

ら

れ

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

る

と

き

を行つたため、8月11日に秋田県知事に審査請求を行ないました。これに対し、県知事は同年9月10日付けで秋田市の処分を取消す裁決を行い、秋田市は9月12日付けでAさんに申請時にさかのぼつて保護を開始する決定をしました。

Aさんは今年春の離婚後4歳2歳、1歳の3人の幼児を養育してます。申請時には月額2万円の児童手当しか収入がありませんでした（8月から児童扶養手当を受給）。問題の自動車は、7年半経つ中古の軽自動車（資産価値20万円前後）で、Aさんは3人の子どもを養育しての日常生活に不可欠な資産であるとして、福祉事務所の執拗な売却指導をきっぱりと拒否していましたものでした。これに対し、秋田市は「日常生活の利便のための自動車保有は認められない」との厚労省の「問答集」を根拠に前記処分をしたものです。

ばならず、そうすれば本件自動車は保有させるのか相当なこと、(3)県は、国とは別の独立した団体として、本人の実態・事実と法の目的、理念に沿つて「自らの判断と責任で、誠実に」審査・裁決すべくであること、等を主張しました

は、その理由で「日常生活用品としての自動車」について踏み込んだものとはなりませんでしたが、次の点で積極的な意義があるものだと思います。

①県が、国の指導を一律・機械的に受け止めるのではなく、生活保護の趣旨と本人の生活の実態、秋田県の気象条件の厳しさや交通事情の実態などの事実に基づいて独自の判断をしたこと、②生活保護の趣旨からすれば「性急に売却処分を求めるることは適当でなく、保護を適用した上で、長い目で「生活の再建と自立の可能性があり現実的となる方向で自動車の認否を検討すべき」としたこと、「現に生活に困窮していることを考慮すべき」としたこと、③自動車の活用によって将来の「就労機会の拡大も期待できる」とことや、「三人の子どもを養育しながらの生活の安定…を確保する必要があること」など、日常生活での必要性も一部含めて自動車保有そのものの積極的意義を認めたことです。

自動車について、秋田県はこれまで、まず保護を適用したうえで時間をかけて本人とよく話し合うよう各福祉事務所を指導・助言してきました。ところが、中核市の秋田市は今年4月から7月下旬までの3ヶ月あまりの保護申請220件に対し、就労7

論議も何もない国庫負担金削減、加算廃止に断固抗議!

急告！ 生活保護／基準改悪 制度改正問題シンポジウム開催！

東京都内 2004 シンポ実 と日主 こ時催 ろ

2004年2月14日（土）AM10-PM5
シンポ実行委員会（公扶研、全生連、社保協、生保裁判連、社会保障

裁判連、学資保険裁判を支援する会、自治労連、自治労（要請中）、ほか）

內容 ○大友信勝先生講演

- 大友信勝先生講演
 - 「専門委員会」メンバー等による基調報告
 - 利用者、ケースワーカー、マスコミ記者、学者等によるシンポジウム